

児童、生徒等の重大事態に備えた対応について

(1) 背景

- 平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）。以下「法」という。」の一部改正により、各自治体では、総合教育会議を設置し、教育大綱を定めるほか、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などを協議・調整することが規定された。（法第1条の4第2号）

※緊急の場合とは

いじめや校内暴力、学校管理下における事故、自然災害等により、児童、生徒等の生命、心身、財産に重大な被害（自殺や自殺未遂、大怪我、重篤な心の病い、多額の金銭トラブル等）が生じた場合や生ずるおそれのある場合（以下「重大事態」という。）を想定。

(2) 現状・課題

- 学校及び教育委員会では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、各学校に「学校いじめ防止対策委員会」、教育委員会に「高山市いじめ防止対策協議会」を設置し、未然防止や早期発見に努めるとともに、確知した場合の即時対応を行っている。（別紙1参照）
- これまで市内では重大事態にあたる事案は発生していないが、発生に備えた体制や運用方法を確立しておくことは必要である。

(3) 方針（案）

- 重大事態が発生した際、迅速かつ適切に対応するため、市長部局及び市教育委員会の基本的な対応方法を定める。（別紙2参照）
- 速やかに事実関係の調査等を行えるよう、法律、医療、心理、福祉、教育など各分野の有識者で構成する「高山市児童、生徒等の重大事態調査委員会（仮称）」を予め設置する。

(4) 「高山市児童、生徒等の重大事態調査委員会（仮称）」の概要

- 設置：平成30年度～（市長が任命、任期2年）
- 構成員：弁護士、精神科医師、大学教授等有識者、臨床心理士、児童福祉専門職等から5名程度。その他、個別事案の必要に応じ、構成員を追加することができる。
- 根拠規定：市設置要綱（新設）
- 設置目的：重大事態に関する調査・事実確認、再発防止策に関する意見聴取
- 費用：会議出席等活動謝礼、費用弁償
- 備考：調査委員会の開催は、総合教育会議での協議等をふまえて市長が判断する。
重大事態発生時以外にも現状把握等を目的とした開催があり得る。

(5) 今後の予定

平成29年 9月 教育委員会、総合教育会議における協議

11月 方針決定

議会報告

平成30年度 調査委員会の設置

各学校及び教育委員会における「いじめ防止」等の取り組み

学校では、法令や県の指針※等に基づき、校長をはじめ学校職員のほか、保護者代表や学校評議員などで構成する、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、日ごろから「いじめ防止」に係る取り組みを進めると共に、事案発生時には即時に適切な対応ができるよう備えている。

※岐阜県の指針

「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成26年3月策定）

（平成29年8月22日改訂）

<未然防止の為の取り組み>

◇高山市教育委員会の活動

1) 高山市いじめ防止対策協議会

開催：定例としては年2回実施

構成員：校長代表、教頭代表、各校代表、学校教育課担当主事、生活安全課、民生児童委員代表、主任児童委員代表

主な協議内容：いじめの未然防止、いじめ早期発見・早期対応について

①主幹教諭による、「眠育」「小中連携」等の講習会

②中央研修受講者による伝達講習と事例研修会

③市の「いじめの現状報告（事例紹介、学校の対応紹介）」

④高山警察署、民生児童委員、主任児童委員による講評

2) 生徒会サミット

H18.11 策定「ストップいじめ宣言」具現化に向けた各学校の取り組み活動の交流
SNS 3つの「守る」宣言（1.フィルタリング 2.安心できる書き込み 3.使用時間）

◇各学校の活動

1) 学校いじめ防止対策委員会を中心とした、「いじめ防止」活動

職員研修会、あたたかい言葉がけ運動、人権宣言→響き合い集会など

<早期発見のための取り組み>

1) 心理テスト（小3～中2）⇒ 結果を夏休み職員研修会で事例研究

2) 生活アンケート（学期1回～月1回）⇒ 結果に応じて、教育相談を実施

3) 教育相談（テスト週間に合わせて実施、上記アンケート結果からも適宜実施）

4) 家庭訪問や保護者懇談会

5) 児童・生徒理解研究会（月1回～2ヶ月に1回）

6) 日々の生活記録からの情報

7) いじめSOSポスの設置（任意校）

8) マイサポーター（任意校：担任以外の相談窓口職員）の活用

9) 「スマイル！タカヤマ」カードの作成配布（児童・生徒、保護者への相談窓口の周知）

<発生時の対応>

事例

生活アンケートで、ある児童が「学校へ行きたくない」と記述

段階① 担任が児童・生徒本人と懇談（内容を確認）

⇒保護者と連携して終了した場合（教育委員会への報告は原則不要）

* 第三者の関与（いじめの可能性）



段階② 担任が、学年主任及び生徒指導主事に報告（生徒指導主事は管理職に報告）

⇒ 学年主任又は生徒指導主事が、事実確認や教育相談を実施

⇒ 学年対応で終了した場合（教育委員会へ月報で報告）

（校内いじめ防止対策委員会へ報告）

* 新たな内容が発覚（いじめ、暴力、恐喝、ネットいじめ等）



段階③ 学校いじめ防止対策委員会の開催

⇒ 対応方針の決定と具体的手立ての実施

⇒ 教育委員会へ報告、指導・助言を仰ぐ

⇒ 学校組織体制で終了した場合（教育委員会へ報告）

スクールカウンセラーによる事後支援

* 保護者の不信不満、金銭トラブルやネットいじめ等の問題が発覚



段階④ 学校いじめ対策拡大委員会の開催

⇒ 各学校のいじめ防止対策委員会に教育委員会、子育て支援課（発達支援センター、子ども相談センター）等も加わり対応

⇒ 対応方針の決定と具体的手立ての実施

⇒ 拡大委員会の対応で終了した場合（終了）

（↑これまで市内では、以上の対応のみ）

* 保護者の不信不満による訴訟や加害児童の出席停止を求めるような事案等



段階⑤ 高山市いじめ等対策特別調査委員会の開催（調査が必要な場合）

⇒ 学校代表者（校長）、教育委員会、子育て支援課（子ども発達支援センター）、子ども相談センター、学識経験者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市顧問弁護士、高山市警察署生活安全課などで構成し対応

⇒ 事案の整理（必要に応じて再調査）

⇒ 対応方針の決定と具体的手立ての実施

⇒ 特別調査委員会对応で終了した場合（総合教育会議へ報告）

* 保護者の更なる不信不満による訴訟等



段階⑥ 高山市児童・生徒等の重大事態調査委員会の開催

⇒ 命に係わるような重大事案については、直接この段階に上げる場合もあり

■重大事態の発生時等の対応

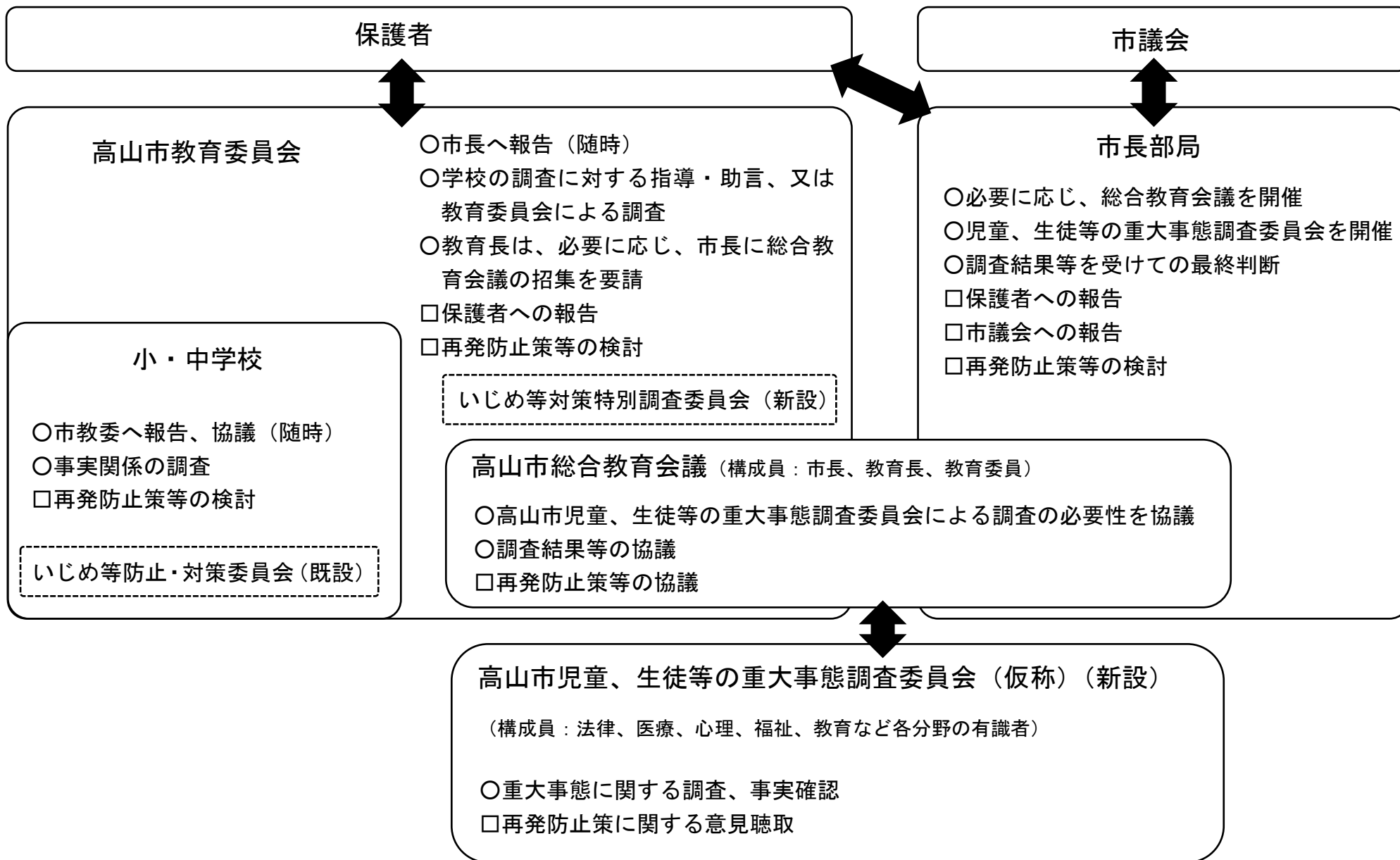
別紙2

段階	保護者の意向	パターン	高山市いじめ等 対策特別調査委員会 (教育委員会が設置)	高山市児童、生徒等の重大 事態調査委員会(仮称) (高山市が設置)	補足説明
命に関わる重大事態が生じた (例:自殺、自殺未遂、 事故死など)	関わらず	I	合同または平行して調査・協議 ⇒結論		・教育委員会が学校とともに調査をすすめる中で、市が設置する委員会が専門的見地から関わり、1つの調査結果や再発防止策を出す。
その他の重大事態が生じた (例:大怪我、障がい、重篤な 心の病い、多額の金銭トラブル など)	配慮が必要な 場合も		・総合教育会議を開催し、ケース内容等により調査・対応方針を協議し判断		
		II	パターン I に同じ		同左
		III	先行して調査・協議 ⇒結論A	再調査・協議 ⇒結論B	・教育委員会が学校とともに調査し、教育委員会としての結論を出したうえで、市が設置する委員会が第三者の客観的な立場で再調査・検証し、当該委員会としての結論を出す。(あえて初めから2段階とする)
		IV	単独で調査・協議 ⇒結論		・有識者の関与は不要と判断した場合、教育委員会が学校とともに調査をすすめる。 ・教育委員会としての結論が保護者の理解を得られなかった場合等は、市が設置する委員会による再調査・検証を行うべきか判断する。
重大事態につながりかねない状況が生じた (例:暴力による怪我、いじめ等 による長期欠席、金銭トラブル など)	不信不満、加害児童の出席停止の求めなど	V	パターンIVに同じ		・教育委員会による対応を原則とするが、状況に応じて対応を判断する。

児童、生徒等の重大事態への対応イメージ

別紙2 (補足)

※例えば、いじめ等により児童、生徒等の自殺（未遂含む）が発生した場合



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

（平成26年7月17日文科科学省局長通知）

①法第1条の4第1項第2号における「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

②また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体のプロテクトに類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられること。

- ・災害の発生により、生命又は身体のプロテクトは発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（抜粋）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。